多賀城・七ヶ浜選出、日本共産党宮城県会議員団の藤原益栄でございます。皆様の御配慮によりまして、初議会で初質問をさせていただくことになりました。心より感謝を申し上げます。私の質問は四点であります。

質問大綱の第一は、県の文化財行政についてであります。

その一つは、多賀城碑を重要文化財から国宝に格上げするために、県としてもアクションを起こすことについてであります。

多賀城碑の位置は資料一のとおりでありまして、(パネルを示す)多賀城政庁跡の南側、復元した南門の近くでありまして、碑面については同資料左を御覧いただきたいと思います。多賀城は来年千三百年を迎えますが、その根拠は、多賀城碑のこの城神亀元年、大野東人が置くところなりという碑文によっております。多賀城碑は、一六六〇年から七〇年代に碑面を下に伏せていたものを起こされ、壺の碑として一躍有名になりました。一六八九年には芭蕉も訪れ、奥の細道に「ここに至りて疑ひなき千歳の記念、今眼前に古人の心を閲す」と感動を記しております。ところが、明治の中頃に歴史学者から偽物説が提起されまして、それがすっかり定着し、明治二十六年七月三十日に多賀城碑を訪れた正岡子規は、「ある説によればこも亦正しき坪の碑にはあらざるよしなれど」云々と書いております。それを覆したのが、宮城県多賀城跡調査研究所でありました。奈良時代の正史である続日本紀に書かれていないことが、多賀城碑に書かれている。それが発掘調査と一致いたしました。こうして、長年の調査により多賀城碑は本物とされ、一九九八年六月三十日に国の重要文化財に指定されたわけであります。それから二十五年が経過いたしまして、いよいよ来年、多賀城創建千三百年を迎えます。研究者、歴史愛好者の皆さんから、多賀城碑を国宝にとの声が強まっております。ぜひ県としても国宝指定に向け御尽力を頂きたいと思いますが、県当局の見解を求めます。

文化財行政の二つ目は、七ヶ浜町東端の鼻節神社所有の国府厨印を、県の文化財に指定することについてであります。

国府厨印は、明治の初めに鼻節神社改修の際、偶然発見されたと言いまして、重さ百三十一グラムの青銅製で、現在は七ヶ浜町歴史資料館が管理しております。古代多賀城に食料を供給していた役所が近辺にあり、その決裁の印と推定されております。実はこの印も偽物説が提起されたことがありますが、一九九二年から九四年にかけまして、千葉県佐倉市にある国立歴史民俗博物館が全国の古代の印を集め、調査を行いました。エックス線を用いて調査に当たった永嶋正春氏は、同博物館研究報告第七十九集で、本銅印もこれらの銅印--これらの銅印というのは奈良・平安時代のものと判明している印のことですが、これらの銅印と同時代のものと見て間違いなかろうと結論づけております。ところが、文化財行政上は、さすがに七ヶ浜町では文化財に指定しておりますが、県は何らの指定もしておりません。本物であることは国立歴史民俗博物館の調査で明らかでありますから、県としても指定すべきと考えますが、県当局の答弁を求めます。

文化財行政の三点目は、多賀城海軍工廠松島地区南区跡、すなわち海軍松島地下工廠機銃部跡について、県がイニシアチブを発揮し調査をすることについてであります。

昭和十七年六月四日、多賀城村の四分の一に当たる四百九十六へクタールが強制買収をされまして、翌年十月一日に多賀城海軍工廠が開設されました。海軍工廠とは、海軍の直轄工場のことで

ありまして、多賀城では機銃部でゼロ戦の翼に搭載する二十ミリ機銃が、火工部で同弾丸、爆弾等が製造されておりました。昭和十九年七月にサイパンが陥落いたしますと、軍施設は次々と地下に移されていきます。有名なところでは、長野県の松代大本営、神奈川県の慶応義塾大学日吉キャンパスの海軍連合艦隊地下司令部壕、沖縄県豊見城市の海軍沖縄方面隊地下司令部壕等があります。(パネルを示す)多賀城海軍工廠も松島高城への地下移転が決まりまして、昭和十九年秋から翌年四月までの半年に四千六百六十メートルのトンネルが掘られまして、昭和二十年四月には半分が移って操業を開始いたしました。火工部跡は現在、陸上自衛隊が弾薬庫として利用しております。機銃部跡の様子は資料二のとおりであります。松島地下工廠は、地下の軍施設跡としては東北最大、かつ東日本の中でも有数の規模と推定されます。近年、軍施設は、歴史の研究対象、生涯学習の教材、平和の語り部として、その価値が見直され、調査研究と保存、整備と公開が進んでいます。例えば、神奈川県立歴史博物館は、二〇一一年から一三年にかけ、慶應義塾大学日吉キャンパスの海軍連合艦隊地下司令部壕について、同大学と共同で調査をし、その成果を二〇一五年一月三十一日から三月二十二日まで「陸にあがった海軍」展として発表いたしました。神奈川県同様、ぜひ宮城県としても松島地下工廠跡の調査に乗り出していただきたいと思いますが、県当局の見解を求めます。

質問大綱の第二は、砂押川流域の治水対策についてであります。

その一つは、勿来川遊水地の土砂撤去の問題です。

県管理の二級河川砂押川は、多賀城を北西方向から南東方向に流れておりまして、かつては小川程度の河川でしたが、アイオン台風後改修され、更に上流の利府町の開発に伴い、下流部で倍の拡幅が必要だけれども、民家が張りつき拡幅は困難として、中流域に砂押川遊水地と勿来川遊水地の二つが造られることになりました。現状はどうなっているか。(パネルを示す)砂押川遊水地については築堤、土砂撤去ともに完了しておりますが、勿来川遊水地については、築堤は完了しているものの、十三万六千立方メートルの土砂が残され、遊水機能が十分とは言えません。場所と現況については、資料三を御覧いただきたいと思います。私は多賀城市議時代から長年、勿来川遊水地の土砂撤去をお願いしてまいりました。以前は「まだ勿来川遊水地に越流したことがない」と着手に消極的でしたけれども、四年前の台風十九号豪雨では越流したことが確認されております。勿来川遊水地の土砂撤去たいつ着手するのか、知事の答弁を求めます。

治水対策の二つ目は、原谷地川の堤防かさ上げに、県としても御尽力を頂くことについてであります。

多賀城市は、一九八六年八月五日のいわゆる八・五水害で、二十四時間に約四百ミリの雨に見舞われまして、当時の世帯数の約三分の一に当たる四千七百六十二世帯に被害が発生いたしました。以来、営々対策を進めまして、四年前の台風十九号豪雨では、最大五時間の雨量は百六十七ミリで、ほぼ八・五水害と同じでありましたが、被害世帯数は激減いたしました。これは多賀城の中央・東部地域での対策が前進したからであります。しかし、まだ百四十世帯の被害が残されております。この最大の原因は、仙台市境から東に流れてくる砂押川支流の原谷地川の堤防が本流の砂押川の堤防より二メートルも低いため、仙台市や利府町に降った雨が原谷地川の堤防を乗り越え、多賀城西部地域に流れ込んでくるためであります。それは資料三の左上の写真を見ていただくと御理解いただけると思います。原谷地川は多賀城市の管理河川でありますが、原谷地川が受ける雨水は全て仙台市と利府町でありまして、流域で解決するためには県の調整がどうしても必要であり、河川改修の

技術的援助も必要となっております。原谷地川の堤防かさ上げにぜひ御尽力いただきたいと思いますが、答弁をお願いいたします。

質問大綱の第三は、県営住宅の問題であります。

まず初めに、令和三年十二月県策定の宮城県住生活基本計画についてお尋ねいたします。

この基本計画は、宮城県住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画であり、二〇二一年度から二〇三〇年度までの計画としておりまして、基本計画の副題には「あたたかな住まいに、自分らしく住まう」と、宮城県民に温かい住生活を保障する旨、記されております。ところが、この基本計画は、公営住宅事業は全て市町村に任せ、やがて県は公営住宅事業から撤退する宣言となっております。例えば、第六章「計画の推進に向けて」では、市町村の役割として「地域に根ざした住宅施策を総合的かつ計画的に推進していくことが求められています」とする一方、県の役割については、公営住宅の供給については市町村が主体的に取り組むことを基本とし、県は、県営住宅の新たな建設及び建て替えは行わず、云々としております。要は、県は公営住宅事業から撤退するので、市町村の皆さんよろしくという中身であります。宮城県住生活基本計画の内容は、端的に言えばそういうことになると思いますが、知事の答弁を求めます。

こうした県の計画は、公営住宅法の基本的精神、すなわち「この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする」という、この法の精神に根本的に反すると思いますが、知事の答弁を求めます。

また、ある自治体の担当者は、宮城県住生活基本計画策定の際、県から市への意見聴取はほとんどなく、強く意見を申し上げたと話しておりました。市町村から満足に意見も聞かず、公営住宅からは県は撤退し、全て市町村に押しつけ、公営住宅法の精神に反するこの基本計画は、建て替えを含めた方向に見直しするべきと考えますが、知事の答弁を求めます。

次に、本年三月に策定した、県営住宅の集約に伴う移転支援の方針について伺います。

これらは、県営住宅の構造により、用途廃止時期を五十年から七十年に設定し、その十年前までに 用途廃止の可否を検討する。そして、廃止を決定した県営住宅入居者の皆さんにどういう対応をす るかを定めた方針とのことであります。用途廃止の可否を検討としておりますが、県は、県営住宅の 新たな建設及び建て替えは行わずという基本計画を前提としておりますので、それはたかだか廃止 時期を若干延長することがある程度のものと思料しますが、知事の答弁を求めます。

さて、県は、市町村から満足に意見を聞かずに基本計画と移転支援の方針を策定いたしましたので、様々な矛盾に直面しております。一つは、県営住宅から退去していただく皆さんに市営住宅等に優先的に入居させるという、特定入居計画が行き詰まっております。移転支援の方針は「移転先として市町村と協議の上、近隣の公営住宅を確保することを基本とする」としておりまして、更に、移転先の内容については「用途廃止する県営住宅が所在する市町村営住宅への特定入居について市町村と協議の上、移転先候補として案内する」とも述べています。特定入居について、村田町は了解したけれども、仙台市、多賀城市は受け入れなかったと聞こえてまいりました。特定入居について、市町村との話合いがどうなっているのか、知事の答弁を求めます。

もし仙台市や多賀城市の特定入居拒否が事実なら、その理由はどこにあるのでしょうか。県は、住みよい県営住宅をつくる県民の会からの文書質問に対し、県営住宅の集約に伴う移転支援の方針

についても、市町村の御意見を十分に伺った上で策定したものですと回答しています。もしそうであるなら、特定入居拒否など起こり得ないはずであります。結局、移転支援の方針策定に当たっても、市町村への説明も聞き取りも極めて不十分であったということではないでしょうか。答弁を求めます。 県の住宅政策のほころびは、募集数と応募数にも現れております。私は担当課より、令和四年度分の団地別定期募集状況の資料を頂きました。これは六月、九月、十二月、三月の募集戸数と応募戸数を単純集計したものですが、全体では募集戸数七百二十五戸に対し、応募戸数は八百二十四戸で、一・一倍となっております。しかし、個別に見てみますと、栗原市の築館萩沢住宅が募集九戸に対し応募一戸という住宅がある一方、名取市谷津山住宅は募集五戸に対し応募二十戸、仙台市若林区の中倉住宅は募集五戸に対して応募二十二戸、仙台市泉区の七北田住宅に至っては、募集七戸に対し応募二百四十五戸となっております。ところが県は、県営住宅はもう建て替えないとし、無理

やり入居者を集約し、また市町村の住宅に移っていただこうとしております。地域ごと、住宅ごとの実情とニーズを丁寧に把握し応えようとすれば、こんな方針にはなるはずがありません。なぜ実情に合わない住宅政策になっているのか。全県の平均ばかりで物を見て、個別具体的なニーズを見ていな

実は、実情を無視し、入居者の皆さんの意見も聞かずに決定したことは、誰よりも県当局の皆さんが自覚されているのではないでしょうか。県は今、県営住宅廃止を決定した住宅で説明会を始めました。しかし、この説明会は非公開とされ、非公開だからと、配付資料も説明内容も、提出された質問と意見も非公表としています。これは、入居者の意見も市町村の意見も満足に聞かないで決定したことの自信のなさの表れではないでしょうか。県政においては、県民が主人公であります。その実現のためには、県政や県民の声がオープンにされる必要があります。県営住宅入居者への説明会は公開し、また、その説明資料や説明内容、提出された意見は公表すべきと考えますが、知事の答弁を求めます。

質問大綱の第四は、広域防災拠点の問題についてであります。

いからではないでしょうか。答弁を求めます。

十一月二十一日に、令和五年度公共事業再評価の主な事業についての説明がありました。その中に宮城野原広域防災拠点整備事業がありまして、事業完成時期は当初予定の二〇二〇年度から二〇三二年度まで十二年間延び、事業費は当初の二百九十五億円から四百二十二億円に、実に百二十七億円、一・四三倍に増える。だが、費用対効果は前回の一・七三から二・六三に上昇するので、事業は継続したい旨、説明がございました。これには地元紙も注目いたしまして、一面トップで「広域防災拠点整備四百二十二億円」「宮城県、当初の四割増」「問われる事業の妥当性」と報じました。県は、二十二日に行政評価委員会に事業の妥当性を諮問し、パブリックコメントを実施後、委員会は一月にも答申するとのことであります。

質問の一つ目ですが、JR貨物自身がJR貨物宮城野駅移転の検討をしていたのに、なぜ土地、建設費、建設雑費まで県が負担する選択をしたのか、御説明いただきたいと思います。JR貨物が宮城野駅からの移転を検討していたことは、二〇〇五年三月に出された報告書、平成十六年度物流効率化に向けたJR貨物宮城野駅の物流機能の抜本的改良に関するプログラム調査で明らかであります。報告書は結論として、長期的には移転も含めた鉄道貨物輸送体系の検討が必要であるとしています。ところが知事は、二〇一六年六月十三日のJR貨物との基本合意第四条で、JR貨物が現貨物駅を移転するための土地代も建設費も建設雑費も、丸ごと補償金として負担する契約を結びました。J

R自身にターミナル移転の計画があったにもかかわらず、なぜ知事は、県民の血税を湯水のごとく注 ぎ込む基本合意を結んだのか。県民にも新人の私にもよく分かるように、御説明をお願いいたしま す。

二つ目ですが、結果として広域防災拠点事業は、四百二十二億円に膨れ上がりました。聞くところ、 お隣岩手県は、広域防災拠点を四千万円で整備したそうでありまして、実に千倍の開きがあります。 御存じのとおり、地方自治法第二条第十四項は、地方公共団体は、その事務を処理するに当たって は、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないと自治体に求めております。この第 二条第十四項から見て、四百二十二億円に膨れ上がった広域防災拠点整備事業について、知事は どのように認識されているのでしょうか。答弁を求めます。

三つ目ですが、前回から九十八億円も事業費が膨らむにもかかわらず、費用対効果は一・七三から二・六三にかえって上昇するとのことであります。その理由をお尋ねしましたら、大規模災害時の効果を新たに加え算出したところ、九百二億円もの効果が上がることになったからだそうであります。しかし、災害時の効果を金額に換算する基準は国にはなく、県独自に作成したとのことであります。こういうやり方は、事業の再評価と言いながら、基準、すなわち土俵を自分でつくり直し、しかも後出しじゃんけんで絶対に中止などしないという態度であって、公共事業再評価を無意味にするものだと考えます。知事はどのようにお考えでしょうか。答弁を求めます。

最後に、こういう事態を招いたことについて、県民に謝罪し事業を中止すべきと考えますが、知事 の答弁を求めます。

以上、登壇しての質問を終了させていただきます。御清聴ありがとうございました。